平成３０年（フ）第４１号
福島県郡山市安積町日出山１丁目50番地　セレーノ203号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
富山県砺波市庄川町示野35番地
債務者　島田　和民
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第１５号
岐阜県加茂郡東白川村越原1100番地８　グループホーム丘の上、前住所岐阜県下呂市金山町岩瀬1076番地
債務者　桐山　恵吏
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第１８号
静岡県富士宮市大中里937番地の１　あんなばん101
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第１３２号
名古屋市北区金城１丁目２番Ｃ－314号　中富住宅、従前の住所名古屋市北区金城３丁目10番19号　スバルハイツ402号
債務者　上田　紗智
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７２号
名古屋市千種区仲田１丁目５－14　インフィニティ今池401号、住民票上の住所名古屋市千種区星ケ丘２丁目20番地の１　シティライフ星ヶ丘東412号（従前の住所）東京都世田谷区経堂５丁目６番18号　アパートメント経堂世田谷Ⅱ204
債務者　久田　彩弓
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２０８号
名古屋市緑区六田１丁目215番地　アドバンス六田510号
債務者　大野　裕二
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５８号
愛知県瀬戸市原山台２丁目１番406号
債務者　伊尾　裕治
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７号
福岡県田川郡福智町金田665－７、住民票上の住所福岡県田川郡添田町大字庄2548番地真木団地33号
債務者　臼杵　待子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第９１号
長崎県長崎市泉１丁目３番７－503号、旧住所長崎県長崎市小浦町66番地１　ひまわり小浦１棟101
債務者　香田美代子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８７号
宮崎市昭和町171番地　昭和町マンション205号、前住所宮崎市大字新名爪147番地　栄信ビル507号
債務者　川崎いちご
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３９６号
沖縄県浦添市内間３丁目30番16－１号　レオパレス爽やか　101号
債務者　北川　椋一
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６０号
沖縄県那覇市久米２丁目16番２号　２階、住民票上の住所沖縄県浦添市大平２丁目９番２号
債務者　仲原　玉代
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第８８号
沖縄県那覇市古島２丁目５番地１　ＦＡＭＩＬ　ＣＨＩＮＡ401
債務者　向井　健太
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３１号
茨城県牛久市田宮２丁目39番地２（エステ・スクエア牛久弐番館602号）
債務者　西金　　章
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第２９３号
さいたま市南区別所６丁目17番17－301号
債務者　足立　理恵
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係